

# ○加東市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱

平成25年12月27日

告示第86号

## (趣旨)

第1条 この告示は、小児慢性特定疾患児と認定された者(以下「小児慢性特定疾患児」という。)の在宅における療養生活の福祉の向上を図るために、小児慢性特定疾患児に対し特殊寝台等の日常生活用具を給付するための事業(以下「事業」という。)の実施に關し必要な事項を定めるものとする。

## (対象者)

第2条 事業の対象となる者は、小児慢性特定疾患児のうち、別表第1の対象者欄に掲げる者で第1号から第3号までのいずれにも該当するものとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)の規定による施策の対象とならない者
- (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定による施策(小児慢性特定疾患治療研究事業を除く。)の対象とならない者
- (3) 市内に住所を有する者

## (日常生活用具の種目)

第3条 事業の対象となる日常生活用具は、別表第1に掲げる用具とする。

## (給付の申請)

第4条 日常生活用具の給付を受けようとする小児慢性特定疾患児の保護者(以下「保護者」という。)は、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付申請書(様式第1号)に診断書(様式第2号)及び小児慢性特定疾患医療受給者証の写しを添えて市長に申請するものとする。

## (給付の決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかに小児慢性特定疾患児日常生活用具給付調査書(様式第3号)により小児慢性特定疾患児の身体の状況、経済状況、家庭環境、住宅環境等を調査し、日常生活用具を給付すべきであると認めたときは、当該小児慢性特定疾患児に必要な日常生活用具の種目及びその個数を決定し、その旨を小児慢性特定疾患児日常生活用具給付決定通知書(様式第4号)により保護者に通知するものとする。この場合において、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付券(様式第5号)を併せて交付するものとする。

2 市長は、前項に規定する調査の結果、日常生活用具を給付する必要がないと認めたときは、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付却下決定通知書(様式第6号)により、その理由を明示して保護者に通知するものとする。

## (費用負担)

第6条 前条第1項の規定により日常生活用具の給付の決定を受けた保護者は、別表第2に掲げる基準に従い当該決定を受けた日常生活用具の給付に要する費用の一部又は全部を負担しなければならない。この場合において、当該費用の合計額が同表に掲げる基準による当該保護者の負担すべき額に満たない場合は、当該費用の合計額を当該保護者の負担すべき額とする。

2 前項に規定する保護者が負担すべき額は、納入業者からの日常生活用具の引渡しの際に直接当該納入業者に支払うものとする。

## (費用の請求)

第7条 日常生活用具を納入した業者は、市長に対し、当該日常生活用具の納入に係る費用の額から前条第1項に規定する保護者が負担すべき額を控除した額を請求するものとする。

## (給付台帳の整備)

第8条 市長は、日常生活用具の給付状況を明確にするため、日常生活用具給付台帳を整備するものとする。

## (その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

(加東市難病患者等日常生活用具給付事業実施要綱の廃止)

2 加東市難病患者等日常生活用具給付事業実施要綱(平成18年加東市告示第73号)は、廃止する。

附 則(平成26年9月30日告示第72号)

この告示は、平成26年10月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年12月28日告示第125号)

この告示は、平成28年1月1日から施行する。

別表第1(第2条、第3条関係)

種目	対象者	性能
便器	常時介助を要する者	小児慢性特定疾患児が容易に使用し得るもの(手すりを付けることができる。)
特殊マット	寝たきりの状態にある者	じょくそう 褥瘡 の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。 ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾患児の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾患児又は介護者が容易に使用し得るもの
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので、小児慢性特定疾患児又は介護者が容易に使用し得るもの
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介護者が小児慢性特定疾患児の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの
車いす	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾患児の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾患児又は介護者が容易に使用し得るもの
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの

紫外線カット クリーム	紫外線に対する防御機能 が著しく欠けて、がんや 神経障害を起こすことが ある者	紫外線をカットできるもの
ネブライザー	呼吸器機能に障害のある 者	小児慢性特定疾患児又は介護者が容易に使 用し得るもの
パルスオキシ メーター	人工呼吸器の装着が必要 な者	呼吸状態を継続的にモニタリングするこ とが可能な機能を有し、介護者等が容易に使 用し得るもの

別表第2(第6条関係)

(平26告示72・一部改正)

## 日常生活用具給付事業費負担基準

## 徴収基準額表

階層区分	世帯の階層(細)区分		徴収基準月額	徴収基準加算月額
A階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国 の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号) による支援給付受給世帯		円 0	円 0
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯		1,100	110
C階層	A階層及びD階層 を除き当該年度 分の市町村民税 課税世帯であつ て、その市町村 民税の額の区分 が次の区分に該 当する世帯	均等割の額のみ (所得割のない世帯)	C1階層 2,250	230
	所得割の額のある世帯	C2階層 2,900	290	
D階層	A階層及びB階層 を除き前年分の 所得税課税世帯 であつて、その 所得税の額の区 分が次の区分に 該当する世帯	所得税の年額2,400円以下 2,401円~4,800円	D1階層 3,450	350
		4,801円~8,400円	D2階層 3,800	380
		8,401円~12,000円	D3階層 4,250	430
		12,001円~16,200円	D4階層 4,700	470
		16,201円~21,000円	D5階層 5,500	550
		21,001円~46,200円	D6階層 6,250	630
		46,201円~60,000円	D7階層 8,100	810
		60,001円~78,000円	D8階層 9,350	940
		78,001円~100,500円	D9階層 11,550	1,160
		100,501円~190,000円	D10階層 13,750	1,380
		190,001円~299,500円	D11階層 17,850	1,790
		299,501円~831,900円	D12階層 22,000	2,200
			D13階層 26,150	2,620

	831,901円～1,467,000円	D14階層	40,350	4,040
	1,467,001円～1,632,000円	D15階層	42,500	4,250
	1,632,001円～2,302,900円	D16階層	51,450	5,150
	2,302,901円～3,117,000円	D17階層	61,250	6,130
	3,117,001円～4,173,000円	D18階層	71,900	7,190
	4,173,001円以上	D19階層	全額	左の徴収基準月額の10%。ただし、その額が8,560円に満たない場合は8,560円

## 備考

### 1 徹収月額の決定の特例

- ア A階層以外の各層に属する世帯から2人以上の児童が、同時にこの表の基準額の適用を受ける場合は、その月の徴収基準月額の最も多額な児童以外の児童については、この表に定める加算基準月額によりそれぞれ算定するものとする。
- イ 徹収月額として算定した額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- ウ 児童に民法(明治29年法律第89号)第877条に規定する当該児童の扶養義務者がないときは、徴収月額の決定は行わないものとする。ただし、児童本人に所得税又は市町村民税が課されている場合は、本人につき、扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。

### 2 世帯階層区分の認定

#### (1) 認定の原則

世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に児童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者の全てについて、その所得税等の課税の有無により行うものとする。

#### (2) 認定の基礎となる用語の定義

ア 「児童の属する世帯」とは、当該児童と生計を一にする消費経済上の一単位を指すのであって、夫婦と児童が同一家屋で生活している標準世帯はもちろんのこと、父が農閑期で出稼ぎのため数箇月別居している場合、病気治療のため別の土地の病院に入院している場合、父の職場の都合上別の土地で下宿し時々帰宅することを例としている場合などは、その父は児童と同一世帯に属しているものとする。

イ 「扶養義務者」とは、民法第877条に規定する直系血族(父母、祖父母、養父母等)及び兄弟姉妹(ただし、就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての取扱いはしないものとする。)並びにそれ以外の三親等以内の親族(叔父、叔母等)で家庭裁判所が特別の事情ありとして、特に扶養の義務を負わせるものをいう。

ただし、児童と世帯を一にしない扶養義務者については、現に児童に対して扶養を履行している者のはかは、認定に際して扶養義務者としての取扱いはしないものとする。

ウ 認定の基礎となる「所得税額等」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定並びに平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」によって計算された所得税の額(ただし、所得税額を計算する場合には、所得税法第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで、租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第6項、第41条の2、第41条の19の2第1項及び第41条の19の3第1項並びに租税特別措置法の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条の規定は適用しない。)、地方税法(昭和25年法律第226号)により賦課される市町村民税(ただし、所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7及び同法附則第5

条第3項の規定は適用しない。)、生活保護法による保護並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付(以下「支援給付」という。)をいう。生活保護については、現在生活扶助、医療扶助等の保護を受けている事実、支援給付については支援給付を受けている事実、所得税については前年分の所得税の課税の有無及びその額、市町村民税については当該年度の市町村民税の課税又は免除(地方税法第323条による免除)の有無をもって認定の基準とする。ただし、前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。

(3) 徴収基準額表の適用時期

「徴収基準額表」の適用時期は、毎年7月1日を起点として取り扱うものとする。

- 3 この表において「全額」とは、当該児童の措置に要した費用をいう。ただし、市が徴収する額は、費用総額を超えないものとする。
- 4 徴収基準月額の特例

災害等により、前年度と当該年度の所得を比較して著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをすることができる。

5 その他

平成25年度の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」(昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知)第4保育所徴収金(保育料)基準額表備考3(3)に準じて、B階層の対象世帯のうち、特に困窮していると市長が認めた世帯については、A階層と同様の扱いとする。

様式第1号(第4条関係)

(平27告示125・一部改正)

様式第1号(第4条関係)

小児慢性特定疾患児日常生活用具給付申請書							
年　月　日							
加東市長 様							
申請者							
住 所							
氏 名 <span style="float: right;">㊞</span>							
(対象者との続柄)							
下記により、日常生活用具の給付を申請します。							
対象者	氏名	男・女	生年月日	年　月　日(歳)			
	住所				個人番号		
	疾患名						
	症状						
世帯の状況	氏名	対象者との続柄	生年月日	職業	備考 <small>(複数の項目に複数の記入を認める)</small>	個人番号	
給付を希望する理由							
現在の住まいの状況	住宅	1 自宅	浴槽	1 あり	便器	1 和式	
		2 借家 (貸主の詫否)		2 なし		2 洋式	
現在の介護の状況	入浴	1 他人の介助が必要	排便	1 他人の介助が必要			
		2 清拭のみ		2 便器(携帯用)使用			
		3 入浴清拭ともしていない		3 自分でできる			
		4 自分でできる					
給付を希望する用具の名称			希望する形式規模等				
用具の給付に当たって特に希望する事項							
備考							

[様式第2号\(第4条関係\)](#)

様式第2号（第4条関係）

(表)

診 断 書

加東市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業の申請に当たり、次のとおり診断します。

患者氏名：

生年月日 年 月 日 男・女

患者住所：

疾 患 名：

症 状：

在宅で療養が可能な程度に症状が安定しているか否か。

(当面、在宅での療養が可能であると判断できるか。)

年 月 日

医療機関名

医療機関の所在地

担当医師 氏名



(裏)

医師の皆様へ

小児慢性特定疾患児の日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資するため、老人福祉法、身体障害者福祉法等の施設の対象とならない小児慢性特定疾患児が下表の対象者欄に掲げる身体の状況にあると認められる場合には、同表の種目欄の日常生活用具を給付することとしております。

つきましては、本制度の趣旨をご理解の上、診断書の必要事項欄にご記入くださるようお願いいたします。

種目	対象者	性能
便器	常時介護を要する者	小児慢性特定疾患児が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる。）
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は転倒を防止できる機能を有するもの
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替に当たり住宅改修を伴うものを除く。
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の調練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾患児の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小慢性特定疾患児又は介護者が容易に使用し得るもの
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので、小児慢性特定疾患児又は介護者が容易に使用し得るもの
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介護者が小児慢性特定疾患児の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの
車いす	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾患児の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの
電気式 たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾患児又は介護者が容易に使用し得るもの
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾患の症状に合わせて体温調節のできるもの
紫外線カット クリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの
ネブライザー	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾患児又は介護者が容易に使用し得るもの
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介護者等が容易に使用し得るもの

## 様式第3号（第5条関係）

小児慢性特定疾患児日常生活用具給付調査書							
①申請書受理番号 年月日		第 号 年月日		②申請者 氏名	③対象者 との続柄		
④ 対象者	氏名		男・女		生年月日 年月日(歳)		
	住所						
	疾患名				症状		
⑤ 世帯全員の状況	氏名		年齢	対象者との 続柄		課税状況(生計中心者のみ)	
						前年所得税額	備考
⑥ 世帯区分	1 獲保護世帯又は所得税非課税世帯		2 所得税課税世帯 (税額 円)				
⑦ 住まいの状況	1 自家 2 借家 (貸主の諾否)	⑧ 給付後の介護の状況		1 自力でも入浴(排便)できるようになる 2 給付しても他人の介助が必要 3 給付しても入浴(排便)できない 4 その他( )			
⑨ 給付の必要の有無	1 有 2 無	⑩ 給付する(しない) 理由					
⑪ 給付する用具		⑫ 予定額	円	⑬ 給付を受ける者又は扶養する者が支払うべき額	円	⑭ 公費負担予定額	円
⑮ その他の特記事項							
年月日							
調査員 役職名 氏名 ⑯							

備考 1月1日から6月30日までに給付の申請のあった世帯の生活中心者の所得税の課税額については、この様式中「前年所得税額」とあるとは、「前々年所得税額」と読み替えるものとする。

## 様式第4号(第5条関係)

様式第4号(第5条関係)

小児慢性特定疾患児日常生活用具給付決定通知書

第 号  
年 月 日

謹

加東市長

印

先に申請のありました日常生活用具については、次のとおり決定しましたので通知します。

給付番号	第 号	給付決定 年 月 日	
対象者氏名		疾患名	
給付する 用具名(形 式、規模等 含む。)		納入業者名	
		納入業者の 住 所	(電話)
① 価格  円 (①=②+③)	給付を受ける 者又は扶養す る者が支払う べき額	②  円	③ 公費負担額  円
注意事項	1 用具は、対象者又はこれを扶養する者がその能力に応じて費用の一部を直接業者に支払うことを条件に給付されるものですから、支払うこととされた額(②の金額)については、必ず用具を受け取る際に業者に支払ってください。 2 給付された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したりすることは、禁じられています。 3 2に違反した場合には、費用の全部又は一部を返還してもらうことがあります。		

[様式第5号\(第5条関係\)](#)

様式第5号(第5条関係)

小児慢性特定疾患児日常生活用具給付券				
① 給付番号	第 号	② 給付券発行年月日	年 月 日	
③ 対象者		④ 生年月日	年 月 日生 (歳)	
⑤ 扶養する者の氏名		⑥ 対象者との続柄		
⑦ 給付する用具名 (形式、規模等)	⑧ 価格	⑨給付を受ける者又 は扶養する者が支 払うべき金額	⑩ 公費負担額	
	円	円	円	
⑪ 納入業者名		⑫納入業者の住 所・電話番号	(電話)	
⑬ この券の 有効期限	受給者が業 者に提示	年 月 日	業者の公費支払 請求期限	年 月 日
上記のとおり決定する。 年 月 日				
加東市長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>				
⑭ 業者の納入した日	⑮ 給付を受けた者又は扶養 する者から受領した額	⑯ 納入業者名及び年月日		
年 月 日	円	年 月 日		
⑰ 用具受領者		⑱ 職名		
⑲ 検收者		⑳ 氏名		
⑩その他 特記事項				

(注) 本表は、①～⑬及び⑯は市が、⑭～⑯は納入した業者が、⑰は受領者が記入してください。

[様式第6号\(第5条関係\)](#)

様式第6号（第5条関係）

小児慢性特定疾患児日常生活用具給付却下決定通知書

第 号  
年 月 日

様

加東市長 印

年 月 日に申請がありました小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付  
につきましては、審査の結果却下することに決定しましたので通知します。

理 由